

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 P C D S (太平洋軍備撤廃運動)／平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

毎月2回1日、
15日に発行。

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

09 95/11/15

¥100

新文書の意味: 空母タイコンデロガ号の核兵器の持込み

国会論議の直後、 日本政府が隠ぺいを要請

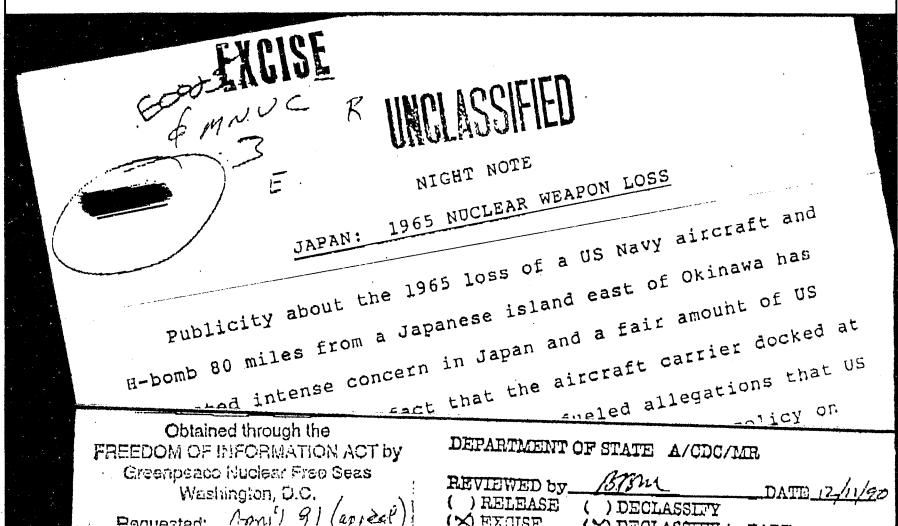
米国の空母タイコンデロガ号が、沖縄沖で水爆1発を海中に落下させる事故をおこしたのち、まっすぐ横須賀に寄港した事件は、日本への核兵器持ち込みのもっとも具体的な証拠として、いまなお真実の解明が求められている。この事実の発見者であるジョシュ・ハンドラーが、事件について新しい文書を情報公開法で入手した。その文書は、日本政府が説明しなければならないもう一つの事実を明らかにした。

ジョシュ・ハンドラー(米国、グリーンピース・海の非核化運動)が新しく入手した文書は、1989年5月15日づけで米国務省日本担当官が起草した「日本—1965年の核兵器の亡失」と題するメモである。共同通信が配信した訳文(10月27日)にしたがって、メモの全文を右に掲げる。

ハンドラーらは、水爆亡失事故の場所が沖縄の東北にある沖永良部島(鹿児島県)の東方の沖合い130kmであったことを突き止め、1989年5月8日に記者発表した。タイコンデロガ号の航海日誌によって場所を確認したわけであるが、その航海日誌は同時に事故の二日後にタイコンデロガ号が横須賀に直行していたことを記録している。船が落とした一発しか水爆を積んでなかつたいなかつたことはありえない。したがって、横須賀への寄港の事実が確認されれば、核兵器の持込みの動かぬ証拠となる。

グリーンピースが航海日誌で場所を突きとめたとき、防衛省はその指摘にまちがいがないことをあっさりと認めた。ところが残念ながら二日後の横須賀への寄港問題は、矢つぎばやには追及されなかった。もし、航海日誌を

情報公開された新文書: 米国務省日本担当官のメモ
日本—1965年の核兵器の亡失



沖縄東方約百二十八キロ沖での米海軍機と水爆の紛失に関する報道は、日本国内で強い不安を起こし、米マスコミもかなりの報道をしている。

この空母が二日後に横須賀に停泊した事実は、米国の核搭載可能艦船が核艦船通航に関する日本の政策を日常的に「無視」しているとの疑惑を強めた。

加えて、核兵器搭載に関する元乗組員のマスコミへの証言は、核兵器の存

在に関しては肯定も否定もしないとする米国の政策への圧力を高めた。

われわれは環境への影響評価(無害)とともに、事故に関するさらに詳しい内容を国会での利用のために日本政府に提供した。日本政府はこの追加情報を高く評価し、肯定も否定もしないとする米国の政策を厳格に維持することの重要性を強調した。

(訳: 共同通信)

目の前にして米国の報道機関が国防省に確認をとったならば、国防省は躊躇なく寄港の事実を認めたであろう。

結果として、こけいなことだが横須賀寄港の事実はいまだに政府機関の認知するところとなっていない。同じ年の12月27日、日米両政府は事件についてこれ以上追及しないという政治決着をはかってしまったのである。

当然のことながら、国会でもタイコンデロガ事件が議論された。今回入手された文書との関係においては、1989年5月15日の参議院予算委員会における矢田部理議員(社)と上田耕一郎議員(共)の質疑が重要な意味をもついている。

矢田部議員は質疑で、執ようにタイコンデロガ号が、事故の後どこに向かってどこに寄港したのかを追及した。それに対して、政府は「アメリカ政府に照会中である」と繰り返すのみであった。矢田部議員は、寄港事実すら把握できない日米安保システムの欠点を指摘しながら、確認を督促した。それに引き続いて上田議員は、「日本近海を行動する米軍艦が核兵器を搭載していることが明らかになった最初のケース」として、その重要さについての認識を外務省に質した。外務省は米国の「否定も肯定もしない政策によって、承知する立場にない」とかわした。

この経過を知ったときはじめて、公開された文書の本当の重要さが明らかになる。

ハンドラーの入手した文書の日付はまさにこの国会質疑の日と一致しており、時差を考えると、文書は国会質疑の直後に作成された。「ナイト・ノート」というタイトルから察して、この質疑の直後、外務省が米大使館に報告し、それに基づいて国務省日本担当官がメモを残したものと推定される。

文書には、日本政府が米国の提供した「追加情報を高く評価した」とあるが、矢田部議員の質問に応えて外務省は、「今般追加的な説明をペーパーで受けましたので、報告させていただきます」(会議録)と、はじめて報告を読

国際司法裁判所

感動を呼んだ広島・長崎市長の陳述

10月30日から、オランダのハーグにある国際司法裁判所で、国連総会および世界保健機関(WHO)が提訴した「核兵器の使用」または「使用的威嚇」が国際法に違反するかどうかについての司法判断(勧告的意見)を求める事件に関して、各国からの意見陳述が行われている。

11月7日、日本から政府見解を代表する河村武和外務省審議官、被爆地から平岡敬広島市長、伊藤一長長崎市長の三人が陳述した。

政府からの圧力をはねかえし、切々と被爆地の経験と心を訴え、

「核兵器が国際法違反」と明言した両市長の陳述は感動的であった。それにひきかえ、政府代表は「国際法違反」を明言しないばかりか、わざわざ両市長の見解は「政府の見解ではない」と断わる始末であった。

本来ならば両市長の陳述の全文を掲載したいところであるが、違法性明言部分のみ抜粋し、次ページではむしろ、「私たちの政府」を知る意味で政府見解をより詳しく掲載した。

三人の陳述の全文を読みたい方は、日本語、英語とも事務所にありますので請求下さい。❖❖❖

WHO提訴に対する35カ国提出文書の分析 (「世界法廷プロジェクト」作成)

	核兵器使用の違法性		法判断の適切性			核兵器使用の違法性		法判断の適切性	
	ある法で	言え法などいは	あいまい	適切		ある法で	言え法などいは	あいまい	適切
アイルランド		○	○	○					○
アゼルバイジャン	○								
アメリカ	○			○					
イギリス	○		○						
イタリア			○						
イラン	○								
インド	○								
ウガンダ	○								
ウクライナ	○								
オーストラリア			○						
オランダ	○		○						
カザフスタン	○								
コロンビア	○								
コスタリカ	○								
サウジアラビア	○		○						
サモア	○		○						
スウェーデン	○								
スリランカ	○								○

み上げている。国会論議とメモの内容が符合する。

文書の中でもっと重要な部分は、「(日本政府は)肯定も否定もしないとする米国の政策を厳格に維持することの重要性を強調した」という最後の一文であろう。国会で事実究明のために

米国に照会中であるという答弁をしながら、外務省は裏で米国に核の存在を明かさないよう要請したのである。

タイコンデロガ事件の解明は、政府が国民との信頼関係を回復するために、解決されなければならない懸案の一つである。(梅林宏道)

じっとしていられない人への掲示板 「ストップ核実験」FAX情報ネット

最新の行動情報・呼びかけが自宅や会社のFAXで24時間取り出せます。情報料は無料。通常の電話料金のみの負担。

- ①FAXの受話器をあげる。
- ②市民活動FAX情報ネット(03-3813-8180)にダイヤル。
- ③音声案内にしたがって、200#を押す。

④送信メッセージの後、ピーという音がしたら、FAXのスタートボタンを押す。

●音声情報を聞く場合は、③のところで201#を押すと録音された情報が流れます。

●この件についての問い合わせは

電話：03-3813-6490、FAX：03-5684-5870

担当：吉永

国際司法裁判所においての口頭陳述

ハーグ(オランダ)

1995年11月7日

日本国政府の陳述抜粋

裁判長および裁判官の皆様、

わが国は第46回世界保健機関(WHO)総会決議46.40.に基づく「健康および環境への影響の観点から、戦争または他の武力紛争において国家が核兵器を使用することはWHO憲章を含む国際法上の義務の違反となるか」との勧告的意見の要請および第49回国連総会決議49/75Kに基づく「全ての場合において核兵器による威嚇またはその使用は国際法上許されるか」との勧告的意見の要請に關し、核兵器使用についての我が国の考え方を陳述書により表明したところである。

我が国は双方の勧告的意見要請について、核兵器の使用は、その絶大な破壊力、殺傷力の故に、国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しないと考える。

裁判長、

核兵器は、その巨大な破壊力により、多数の人命や人々の生活基盤を一瞬にして奪うものであるのみならず、被害者の放射線障害等による長期の苦痛には筆舌に尽くしがたいものがある。

広島および長崎への原爆投下の際の被害状況の概略について、広島・長崎両県および広島・長崎両市の収集した資料によれば、次のとおりである。

(略)

裁判長、

我が国は、広島、長崎の悲惨な被爆体験を踏まえ、核兵器が二度と使用されることがあつてはならないと考える。我が国

は、地球上においてこのような惨禍を二度と起さないために、国際社会が一致して努力していくことが重要であると考えている。具体的には次のとおりである。

(1) 我が国は、核兵器については、持たず、作らず、持ち込ませずという非核三原則を堅持するとともに、今後とも核軍縮、核不拡散の推進に努力し、核兵器の究極的廃絶に向けて努力していく。

(2) 我が国は核戦争および核兵器の使用を防止するためには、核軍縮、核兵器不拡散および究極的な核兵器の廃絶が重要であり、そのため、実現可能な具体的措置を一步一步進めて行くことが肝要であると考える。

(3) このような観点から、核兵器不拡散条約(NPT)を中心とする核兵器不拡散体制の強化が必要である。本年5月のNPT再検討・延長会議においてはNPTの無期限延長が決定されたが、このことにより、核兵器不拡散の基盤が安定した。前述の会議では、条約の無期限延長の決定に加え、「再検討プロセスの強化」、「核不拡散と核軍縮の原則と目標」が決定された。これらの決定は、核軍縮、核不拡散についての将来の道筋を示しており、国際社会がこの道筋に沿って努力していくことが極めて重要である。(中略)

(4) 更に、国際社会は、具体的国際軍縮措置の実現に努力すべきである。前述の「原則と目標」も述べている通り、その第一の目標は、全面核実験禁止条約(CTBT)の

締結である。(中略)

このような状況に鑑み、あらゆる核実験が即時停止されるべきことを強く訴えたい。(5) また、国際社会は、CTBTの次の核軍縮措置の実現にも注意を向けるべきである。カットオフ条約交渉の早期開始とその進展は極めて重要である。我が国はこのためにも努力していく。さらに、核兵器の廃棄を決定した諸国を支援すべきである。我が国は、旧ソ連諸国に対する核兵器廃棄支援などを通じ核兵器の現実の減少に向けて積極的な努力を展開していく所存である。

裁判長、

以上が、日本国政府代理人としての、私の陳述である。なお、我が国は世界唯一の被爆国であるが、今回、口頭陳述において、核の惨禍に関する科学的、客観的な事実を紹介するのが適当と考えているところ、ここで、平岡敬・広島市長、伊藤一長・長崎市長より、被爆地市長として、被爆の規模・実態、人的被害、50年間にわたる被爆者への対応などについて、証言して頂きたいと考える。

これから両市長の発言は、証人としての発言であり、日本国政府の立場からは独立したものである。特に、事実の叙述以外の発言があれば、それは必ずしも政府の見解を表明するものではないことを申し添える。

裁判所の皆様の御静聴に感謝する。

広島・長崎市長陳述抜粋

広島市長 平岡 敬

(前略)これまで述べてきたように、核兵器が恐ろしいのは、その強大な破壊力はもちろんですが、後代にまで影響を及ぼす放射線を発するからです。

戦争が終わり、平和を回復して50年たった今、なお多くの人が放射線後障害で苦しんでいることほど、残酷なことはありません。

つまり、核兵器による被害は、これまで国際法で使用を禁じているどの兵器よりも残酷で、非人道的なものです。

国際法にいう一般市民に対する攻撃の禁止と、人間に不必要的苦しみをもたらす大量破壊兵器の使用が過去において、国際宣言や拘束力のある協定によって禁止されたことの根底には、人道的な思想が流れています。これこそが近代ヨーロッパから発した国際法の精神であります。

1868年の「セント・ペテルブルグ宣言」、1899年の「特殊弾丸の使用禁止の宣言」(「ダムダム弾の禁止に関するハーグ宣言」)、1907年の「ハーグ陸戦

条規」(「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約附属書陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」)の第23条、1925年の「毒ガスなどの禁止に関する議定書」、1972年の「生物・毒素兵器禁止条約」などが生まれた底流には、人間の非理性的行為を防止しようとする人道主義が存在しています。(略)

市民を大量無差別に殺傷し、しかも、今日に至るまで放射線障害による苦痛を人間に与え続ける核兵器の使用が国際法に違反することは明らかであります。また、核兵器の開発・保有・実験も非核保有国にとっては、強烈な威嚇であり、国際法に反するものです。(後略)

長崎市長 伊藤一長

(前略)以上のことから、核兵器は、その強大な威力により戦闘員と非戦闘員、また軍用物と民用物とにかくわらず無差別に殺傷または破壊する兵器であり、また、核兵器特有の放射線は、特定の軍事目標のみを対象とすることができます、直接戦争に関

係のない人々をも殺傷する非人道的な大量殺戮兵器であると言わざるを得ません。

(略)

私は、戦闘に関する国際法では、兵器の選択について無制限な自由は認められておらず、その禁止を明文化されていない兵器であっても、①文民を攻撃すること、②不必要的苦痛を与えること、③環境を破壊すること、は禁止されていると聞いております。核兵器の使用は、まさしくこれらの禁止事項に該当するものであり、国際法に違反していることは明らかであります。

長崎では、毎年8月9日の「原爆犠牲者慰靈平和記念式典」において、核兵器廃絶と世界平和への願いを込めた「長崎平和宣言」を行なっております。

私は、今年の平和宣言において、被爆地長崎の立場として、我が国は、核兵器使用が国際法違反であることを明確に主張するとともに、国はとしている『核兵器を造らず、持たず、持ち込ませず』の非核三原則を法制化し、同時にアジア太平洋地域の非核地帯創設に努めるよう、我が国政府に対し提唱しました。(後略)

GP=グリーンピース (作成:笠本丘生)
NZ=ニュージーランド/NSW=ニュー・サウス・ウェルズ/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/PNG=パプア・ニューギニア

- 10月21日 北朝鮮の核兵器開発疑惑をめぐる米朝間の枠組み合意、1周年。KEDOと北朝鮮との軽水炉提供協定に関する第2回代表者協議、中断していた話し合いを再開。
 - 10月21日 仏中核実験に抗議し、ローマで6,000人のデモ・集会。緑の党とG Pが呼び掛け。
 - 10月22日 国際司法裁判、NZ提訴の仏地下核実験差し止め請求を「門前払い」。70年代の法廷再開の形での審理は無理との判断。
 - 10月22日 村山首相、ニューヨークで江沢民国家主席と会談。核実験中止要請と対中無償資金協力凍結の経緯説明したが議論は平行線。
 - 10月22日 村山首相、国連創設50周年記念式典特別会合で演説。「人間の安保」「核兵器の究極的廃絶」訴え。仏中の名指し避ける。
 - 10月22日 NZボルジャー首相、国連での演説で、大半を核問題に絞り、仏中核実験を名指しで厳しく批判。
 - 10月22日 シラク大統領支持率28%。前月より5ポイント低下。不支持率59%。仏日曜紙ジユルナル・デュ・ディマンシュによる調査。
 - 10月23日 シラク大統領、国連記念総会で行った演説の中で、南太平洋での核実験を予定通り継続することを確認。
 - 10月23日 シラク大統領と江沢民国家主席、ニューヨークで会談。CTBT調印で意見一致。「しきい値ゼロ」については江主席言及避ける。
 - 10月23日 シラク大統領、米CNNに出演。核実験は「来春までにあと4回」と言明。
 - 10月23日 クリントン大統領とエリツィン大統領、ニューヨーク郊外で首脳会談、CTBTで、すべての核爆発の例外なき禁止で合意。
 - 10月23日 青森県・木村知事、日・米・EU・露で研究進む国際熱核融合実験炉(ITER)の六ヶ所村への誘致取り組みを表明。
 - 10月24日 EU、仏ストラスブールの欧州議会で、仏核実験が欧州原子力共同体条約の安全基準に違反せずとの最終報告。現地調査の結果。
 - 10月24日 東南アジア非核地帯(SEANWFZ)条約の調印に向けた実務者会議、インドネシアで開始。ASEANとカンボジア、ラオス、ミャンマーの10カ国が参加。
 - 10月24日 全国都道府県議会議長会の総会、新潟市で開催。仏中核実験に抗議する「核実験の中止と核兵器の廃絶に関する決議」採択。
 - 10月25日 シラク大統領、大統領就任後初めて独を訪問、ポンでコール首相と会談。仏の核の傘を独に広げることについて同首相が欧州統合推進を前提に検討と明かす。
 - 10月25日 仏国民の54%、財政赤字削減のためなら仏核戦力を犠牲にしてもいい、との世論調査結果、反対は46%。仏IFOP社調べ。

- 10月25日 仏電力公社、中国と広東省の新原発の建設契約に調印。仏技術導入第2号。加圧水型原子炉95万5,000KW級2基設置予定。
 - 10月26日 マレーシアの与党連合と野党の計25政党、核実験反対と核兵器廃絶などを求める共同の覚書まとめる。南太平洋諸国に対する仏の謝罪や環境破壊に対する補償も要求。
 - 10月26日 国連に提出検討中の核実験禁止決議案、共同提出国グループの中でもまとまる。
 - 10月27日 国際司法裁判所で30日開廷予定の核使用の法的問題に関する口頭弁論法廷にインドとナウル、欠席の意向。理由は不明。
 - 10月27日 シラク大統領の国政運営に「どちらかと言うと満足」とする仏国民、歴代最低の14%。「どちらかと言うと失望」は74%。仏誌ル・ポワント調べ。
 - 10月27日 米エネルギー省、現有核兵器の安全性確保のための、核爆発伴わぬ新たな核実験を来年6月から再来年9月の間に計6回実施と発表。「核実験全面禁止の米政策に合致」との見解。
 - 10月27日 仏3度目の地下核実験。現地時間午後1時、日本時間28日午前7時。場所はマルロア環礁。爆発規模は60キロトン程度。実験目的は核兵器の信頼性確保もしくは模擬実験のためのデータ収集との観測。通算207回目。
 - 10月27日 ホワイトハウス当局者、3回目の仏核実験を「遺憾に思う」と語る。核実験凍結を重ねて呼び掛け。
 - 10月28日 村山首相、仏3度目の核実験について「大変残念なこと」と記者団に。河野外相、仏ウーブリュー駐日大使に「極めて遺憾」。
 - 10月28日 豪キーティング首相、仏核実験で「私は国際社会での評判を落としている」。NZボルジャー首相、11月にNZで開催の英連邦首脳会議で、核実験を議題とする考え。
 - 10月28日 豪運輸労働組合、仏核実験に抗議し、パリ行きエールフランス145便への就労を24時間拒否。
 - 10月28日 韓国外務省、仏核実験に対し「深い失望と遺憾の意」を表明。実験停止を求める。
 - 10月28日 露外務省・カラシン情報新聞局長、仏核実験に対し「遺憾に思う。仏は核実験に対する露政府の立場を知っているはず」と語る。
 - 10月28日 豪地震学センター、仏核実験による地震波から分析した地震の規模を示すマグニチュードを「5.6」と公表。
 - 10月28日 GP仏支部、世界中の約30ヶ国から集めた核実験反対の署名約700万人分を、シラク大統領に郵送。総額約2.5トン。
 - 10月28日 埼玉県浦和高校の有志約30人、仏中核実験に反対し、両国大使館周辺でデモ。
 - 10月28日 中国、新疆ウイグル自治区のロブノル実験場に核実験用縦穴のボーリング作業完了。「高度な政治判断」待ち。北京の軍事筋。
 - 10月30日 欧州連合外相理事会で、ベネルクス3国とオーストリア、アイルランド、スウェーデン、デンマーク、フィンランドの8ヶ国の外相が3回目の仏核実験に抗議。
 - 10月30日 英仏首脳会談終了後、英メージャー首相、仏地下核実験への支持を表明。核兵器含む密接な軍事協力関係構築を合意。
 - 10月30日 村山首相とパキスタンのサジャード上院議長が会談。同議長、「インドがNPT加盟ならパキスタンも」と表明。
 - 10月30日 米エネルギー省と動力炉・核燃料開発事業団、核物質遮隔監視システムの試験に乗り出す。11月2日に実施計画書に署名予定。
 - 10月31日 NZボルジャー首相、非核政策堅持の国として、仏中核実験に日本が国連などの場でみせている行動を高く評価。
 - 10月31日 政府、1995年度の対中円借款1,414億2,900万円(11件)供与を決定。核実験による供与凍結の意見を入れず予定通り。
 - 10月31日 GP、豪ダーウィン港で、輸出されるウランの運搬船入港に抗議行動。「仏の核兵器計画に使用されない保証なし」と指摘。
 - 10月31日 日本などアジア・太平洋諸国中心の26ヶ国、国連に「核実験停止決議案」を共同提出。仏中の名指し避ける。
 - 11月1日 国際司法裁判の陳述で仏、「核使用は政治的な問題。司法判断にはじまぬ」。
 - 11月1日 長崎・伊藤市長、国際司法裁判での陳述文原案の「核兵器使用は国際法違反」との記述の削除を外務省から指導を受けたと発表。
 - 11月1日 外務省、CTBT交渉の促進と早期妥結を図るため「CTBT交渉促進室」の設置を決定。スタッフは4人。
 - 11月1日 九州・沖縄8県の93市長でつくる九州市長会、那覇市で総会。米軍人犯罪の再発防止、核実験中止と核兵器廃絶などを決議。
 - 11月2日 長崎・伊藤市長に対する「指導」問題で野坂官房長官、「余計なことは言わなくてよい」と外務省を注意したことを公表。
 - 11月2日 長崎・伊藤市長、国際司法裁判での陳述について「国際法違反」と明記した最終案。
 - 11月2日 国際司法裁判の日本政府代理人に外務省の河村武和軍備管理・科学審議官が決定。
 - 11月2日 仏中核実験に国民の90%が怒り。仏に対する見方71%が「悪くなった」。対中無償資金協力凍結には44%が「手ぬるい」、「この程度でよい」が45%。朝日新聞調べ。
 - 11月3日 カナダとギニア、国連に提出の「核実験停止決議案」共同提案国から脱落。一方、タイ、ボツワナ、パナマ、パラグアイが新たに参加の意向。計28ヶ国に。
 - 11月3日 日政府、国連総会で第一委員会に「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮に関する決議案」を単独で提出。核保有国に「核軍縮の進捗状況を国連加盟国に報告を」と要求。
 - 11月3日 国連の行財政問題諮問委員会メンバーの選挙で仏落選。「西欧・その他地域グループ」に立候補した5ヶ国のうち、得票最下位。
 - 11月3日 韓米定期安保協議、北朝鮮が米朝核組み合意履行する限りチーム・スピリット見送り。
 - 11月4日 反核NGOが集う「世界法廷セミナー」、ハーグで開催。(本誌No.8参照)
 - 11月5日 広島・平岡市長、国際司法裁判出席のためハーグに出発。外務省に「核兵器使用は国際法違反とはつきり言って欲しい」と注文。
 - 11月5日 ハーグで「NGO核廃絶会議」(本誌No.8参照)

□ □ □ □

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-（6ヶ月
¥2,500-）です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

志澤勝彦(平和資料協同組合)、笠本丘生(PCDS)、パティ・ウィリス(カナダ、PCDS)、照屋みどり(PCDS)、ジョシュ・ハンドラー(米、グリーンピース)、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道